

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 (06－6208－9981)
処分課（担当）名	大阪市保健所生活衛生監視事務所
処分の名称	クリーニング所使用前の検査確認
概 要	クリーニング業法では、公衆衛生上必要な基準を確保するため、その業を一般人が行うことを禁止し、届出を受けた者に対してのみその禁止を解除しています。したがって、業としてクリーニング所を開設しようとする者は、その施設ごと大阪市に届出を行い、使用前検査確認を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	クリーニング業法 （昭和25年5月27日法律 第207号）第5条の2
審査基準	1 開設届には、次の書類が添付されていること。ただし、クリーニング所の営業者から当該クリーニング所の営業を譲り受け、クリーニング所を開設しようとする者が行う届出（届出書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る。）の場合で、次の添付書類の(1)、(2)及び(4)のうち、譲り受けの前後で変更がない書類に限り、省略することができる。 (1) 構造設備の概要（規定の様式） (2) 従事者名簿（規定の様式） (3) 営業者が法人の場合、法人登記事項証明書 (4) 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、その数、名称、所在地、従事者数、クリーニング師の氏名を記載した書類（規定の様式） 2 開設の届出の際は従事するクリーニング師について、免許証の原本を提示すること。ただし、クリーニング所の営業者から当該クリーニング所の営業を譲り受け、クリーニング所を開設しようとする者が行う届出（届出書に譲り受けたことを証する旨の記載があるものに限る）の場合で、譲り受けの前後で変更がない場合は、この限りでない。 3 開設届出書類の内容が、クリーニング業法、大阪市クリーニング業法施行条例及び大阪市クリーニング業法施行細則の規定を満たすこと。 その他、「環境衛生関係事務提要」（(株)ぎょうせい発行）掲載の運用通知（厚生労働省通知）によること。 4 当該施設の実地検査の結果、開設届出内容と相違がないこと。 第5条の2 営業者は、そのクリーニング所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第3条第2項又は第3項の規定に適合する旨の確認を受けた後でなければ、当該クリーニング所を使用してはならない。
標準処理期間	処分期間 14日間（ただし、閉庁日は除く。）
経由日数	なし
提出先	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
提出時期	随時
提出方法	届出書、添付書類及び手数料を検査確認を受ける施設の所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所へ提出してください。
手数料	16,000円（事業譲渡（譲受けの前後で構造設備に変更がないものに限る。）については12,900円）
相談窓口	施設所在地を管轄する大阪市保健所生活衛生監視事務所
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000103347.html
備 考	